第一条から第十三条までを次のように改める。

（日本農林規格の制定等に関する計画）

第一条　農林水産大臣は、毎年度、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第七条（法第九条において準用する場合を含む。）の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止（以下「確認等」と総称する。）に関する計画（以下「日本農林規格の制定等に関する計画」という。）を作成するものとする。

2　日本農林規格の制定等に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　日本農林規格の制定に関する事項

イ　制定しようとする日本農林規格の対象となる農林物資の種類及びその趣旨

ロ　当該農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査（以下「規格調査」という。）に関する事項

ハ　当該日本農林規格の制定の原案の作成に関する事項

ニ　当該原案に基づいて作成された日本農林規格の制定の案（以下単に「制定の案」という。）及び法第八条第一項の規定による申出に係る原案について広く一般の意見を求める手続に関する事項

ホ　農林物資規格調査会の審議に関する事項

二　日本農林規格の確認等に関する事項

イ　確認等をしようとする日本農林規格の名称

ロ　当該確認等をしようとする日本農林規格の規格調査に関する事項

ハ　当該日本農林規格の確認等の原案の作成に関する事項

ニ　当該原案に基づいて作成された日本農林規格の確認等の案（以下単に「確認等の案」という。）及び法第九条において準用する法第八条第一項の規定による申出に係る原案について広く一般の意見を求める手続に関する事項

ホ　農林物資規格調査会の審議に関する事項

3　農林水産大臣は、第一項の規定により日本農林規格の制定等に関する計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4　前項の規定は、日本農林規格の制定等に関する計画の変更について準用する。

（調査実施法人）

第二条　農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める法人（以下「調査実施法人」という。）に、規格調査を行わせることができる。

一　日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。

二　規格調査に関する知見を有していること。

三　規格調査を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

四　個人情報の適正な取扱いの方法その他規格調査の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定していること。

2　調査実施法人は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、規格調査を行わなければならない。

3　調査実施法人は、規格調査が終了した後、速やかに、報告書を作成し、農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

（原案作成機関）

第三条　農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める合議体（以下「原案作成機関」という。）に、日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わせることができる。

一　合議体の構成員が、日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。

二　合議体の構成員の構成が、利害関係を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮されたものであること。

三　合議体の構成員以外の利害関係を有する者にその会議において意見を述べる機会を与えること、当該会議を公開することその他利害関係を有する者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが原案作成機関の会議規則に定められていること。

2　原案作成機関は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、科学的知見に基づき、法第七条第二項及び第三項の規定に適合するように、日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わなければならない。

3　原案作成機関は、日本農林規格の制定又は確認等の原案を作成したときは、速やかに、当該原案並びにその会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料（次条第二項第二号において「会議の報告書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止の場合には、その確認又は廃止をしようとする日本農林規格を原案とみなす。

（農林物資規格調査会への諮問）

第四条　農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について、広く一般の意見を求める手続を行つた上で、農林物資規格調査会の審議に付すものとする。

2　農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について農林物資規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　日本農林規格の制定等に関する計画に定められた当該制定又は確認等をしようとする日本農林規格の規格調査の結果

二　前条第三項の規定により提出された会議の報告書

三　前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果

3　前二項の規定は、法第八条第一項（法第九条において準用する場合を含む。第十四条において同じ。）の規定による申出に係る原案について準用する。この場合において、前項第二号中「前条第三項」とあるのは「第十四条」と、「会議の報告書」とあるのは「原案を作成する過程において開催した第十三条第二項の会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料」と読み替えるものとする。

第五条から第十二条まで　削除

第十三条　法第八条第一項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないように当該原案を作成しなければならない。

2　法第八条第一項の規定による申出を行おうとする者は、前項の原案を作成するに当たつては、利害関係を有する者をもつて構成する会議を設け、その意見を聴かなければならない。

3　法第八条第一項の規定による申出を行おうとする者は、あらかじめ当該原案の規格調査を行い、その結果を前項の会議に報告しなければならない。

第十四条の見出しを削り、同条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、「（法第九条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第一号中「住所」の下に「並びに申出人の従事している事業の種類とその内容」を加え、同条第二号中「、確認、改正又は廃止」を「又は確認等を」に改め、同条第五号を削り、同条第四号中「原案作成までの経過」を「当該申出に係る原案を作成する過程において開催した前条第二項の会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申出に係る原案の規格調査の結果

第十三条の前に見出しとして「（日本農林規格の制定又は確認等の申出）」を付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）の施行に伴い、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

国土交通大臣　前原　誠司